



産業廃棄物処理施設変更許可証

令和 4 年 8 月 8 日

住 所 大分県大分市向原沖一丁目 1 番 6 3 号

氏 名 西ノ洲環境株式会社
代表取締役 目野 陽一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分市長 佐藤 樹一郎



許 可 年 月 日	平成 15 年 3 月 19 日	許可番号	大分市指令清管第 719 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 8 号かつ第 13 の 2 号に規定する産業廃棄物の焼却施設 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず （石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。特別管理産業廃棄物であるものを除く。）		
設 置 場 所	大分市大字西ノ洲 1 番地		
処 理 能 力	28.56 t / 日（24 時間 / 日）		
許 可 の 条 件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 4. 変更等の状況（裏面に記載）		

4. 変更等の状況	令和元年 7 月 5 日	産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書 (代表者の変更)
	令和 4 年 7 月 2 2 日	産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書 (代表者の変更)

留 意 事 項

留意事項